

受益者負担金猶予解除の届出について



市では昭和61年から下水道が使える地域を整備してきました。当時、受益者負担金を猶予した田畑などについて、現状変わっている場合が見受けられます。該当する方は、受益者負担金猶予解除の届けを出してください。

受益者負担金とは

下水道の整備により利益を受ける方に、建設費の一部を負担していただくもの。

受益者負担金の対象となる土地

下水道整備区域内のすべての土地が対象です。空き地、駐車場など、すぐには下水道につなぐ予定のない土地であっても対象となります。ただし、田畑などの農地は徴収猶予を受けられる場合があります。

※猶予期間が過ぎたら、猶予解除の届けを提出して、受益者負担金を納めなければなりません。

問い合わせ

下水道課 ☎84-0675

過去に下水道接続工事をした各家庭へのお知らせ



家庭からの排水を公共下水道に接続する際は、市指定工事店が市へ届け出て、工事を実施しています。工事店が届け出を怠っていると、下水道に接続したご家庭が無断接続（市が家庭の配管工事の検査をしていない状態）となり、違法行為となってしまう可能性があります。ご家庭で流したものが詰まり、敷地内で溢れかえる可能性もあり、下水道料金も未払いとなってしまう。

過去に下水道接続工事をした各家庭は、次のとおりご確認ください。

◇口座引き落としで水道料金を支払っている家庭の場合

2か月に一度郵便受けに入っている検針票（青色）に、下水道料金の表示がない場合は下水道課へ連絡してください。

※通帳記入の「スイドウリヨウキン」等の印字では、下水道料金を納めているか判断できません。

◇納付書で水道料金を支払っている家庭の場合

納付書に、上水道のみの表示で下水道料金の表示がない場合は下水道課へ連絡してください。

問い合わせ

下水道課 ☎84-0675

電力メーターを活用したフレイル予防サービスに登録しませんか



フレイルとは、加齢などによる心身の衰えにより、介護の必要性が高くなっている状態のことです。早期に適切なケアを行うことで、健康な状態に戻ることができます。

電気の使い方から健康状態を分析し、元気に暮らせるよう気づきの機会を提供する「フレイル予防サービス」に登録し、フレイルを予防しましょう。

対象

市内在住の65歳以上でひとり暮らしの方（要支援・要介護の認定を受けていない方、太陽光発電を設置していない方）

料金 無料

申込み

8月26日(月)から本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など）をお持ちのうえ、健康課窓口で申込みください。

問い合わせ

健康課 ☎84-0662

全国家計構造調査を実施します



調査対象の地区には、12月初旬までの期間にて調査員が訪問しますので、ご協力よろしくお願ひします。

対象

抽出された全国約90,000世帯

目的

全国の世帯の消費・所得・資産を明らかにすること

※調査結果は、年金や介護保険など社会保障制度の検討資料となります。

問い合わせ

デジタル課 ☎84-0603

全国家的な家計のいまを把握する国の重要な調査です
 令和6年 **全国家計構造調査**
 実施期間 10月・11月
 詳しくは **全国家計構造調査** 検索
 あなたの回答で、見えてくる明日。